

十勝環境複合事務組合規約

〔 昭和 5 9 年 3 月 2 1 日
十 振 興 第 1 5 3 号 指 令 〕

改正 平成元年十振興第 129 号指令、平成 2 年十振興第 1076 号指令、平成 3 年十振興第 1529 号指令、平成 9 年十振興第 1888-1 号指令、平成 9 年十振興第 1888-2 号指令、平成 11 年十振興第 2310-1 号指令、平成 15 年十振興第 1996-1 号指令、平成 17 年十地政第 5788 号指令、平成 18 年十地政第 4753 号指令、平成 19 年十地政第 3647 号指令、

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村地域は除く。)、池田町、豊頃町、浦幌町
十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、帯広市役所内に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合議会の組織及び議員の選挙)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、38 人とする。

- 2 組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者 1 名とする。
- 3 第 7 条第 2 項第 1 号の規定により、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議員のうちから選挙された者をもってあてる。

(議長及び副議長)

第 6 条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該市町村の長又は、当該市町村の議会の議員としての任期による。

2 組合議員が次の各号の一に該当したときは、その職を失う。

(1) 市町村の長である者が、第11条第1項の規定により、組合長に選任されたとき。

(2) 市町村の長又は、市町村の議会の議員でなくなったとき。

3 市町村の議会選出の組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた市町村の議会において直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(議会の事務局)

第9条 組合の議会に事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

第3章 組合の執行機関

(組織)

第10条 組合に次の役職員を置く。

組合長 1人

副組合長 1人

会計管理者 1人

(選任)

第11条 組合長は、組合の議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。

2 副組合長は、組合長が組合の議会の同意を得て選任する。

3 会計管理者は、組合長がこれを任免する。

(任期)

第12条 組合長の任期は、当該市町村の長の任期による。

2 副組合長の任期は、4年とする。

(執行機関の事務局)

第13条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、組合長が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選

任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選出される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選出される者にあつては、組合議員としての任期による。

(監査委員の事務局)

第15条 組合の監査委員に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置く。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、次の方法により関係市町村に分賦する。

監査委員及び公平委員会に要する経費		均等割
議会に要する経費	特別委員会に伴う経費	当該特別委員会に 関係する市町村の 均等割
	特別委員会に伴う経費を控除した経費	均等割
ごみ処理施設、最終処分場及びし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費	基本容量割
	平常の運転及び管理運営に伴う経費	基本容量割 実績使用量割
十勝川流域下水道管理運営に要する経費	十勝川浄化センター流入汚水にかかわる経費	実績使用量割
	総経費から実績使用量割で得た額を控除した経費	基本容量割

- 3 前項の分賦金は、組合長の指定する納期までに納入しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 組合は、昭和59年3月31日をもって解散する次の一部事務組合の事務を承継する。
帯広市ほか五町村環境衛生施設組合
帯広市ほか三町十勝川流域下水道管理組合
帯広市ほか七町村伝染病隔離病舎組合
- 3 この規約の施行の際、現に帯広市ほか七町村清掃施設組合の助役及び収入役であった者については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年2月2日)

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月24日)

この規約は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 （平成 3 年 10 月 25 日）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成 8 年 10 月 23 日）

この規約は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 2 月 4 日）

この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 1 月 27 日）

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 2 月 6 日）

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 17 年 2 月 1 日）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 1 月 16 日）

この規約は、平成 18 年 2 月 6 日から施行する。

但し、規約第 2 条（組合を組織する地方公共団体）及び第 3 条（組合の共同処理する事務）のうち、本別町・足寄町・陸別町は平成 18 年 4 月 1 日からの加入とする。

また、規約第 5 条第 1 項（組合議会の組織及び議員の選挙）の議員定数は、平成 18 年 2 月 6 日から平成 18 年 3 月 31 日までは 32 人とする。

附 則 （平成 19 年 1 月 22 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。